

## 徴収不能の給食費の不納欠損処分について

このことについて、三条市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）において承認された決算上徴収不能の給食費（以下「未納給食費」という。）の不納欠損処分について、次のとおり取扱い要領を定める。

### 記

#### 未納給食費の不納欠損処分取扱い要領

- 1 この要領は、三条市学校給食調理場（以下「調理場」という。）における未納給食費の不納欠損処分について定める。
- 2 未納給食費については、学校長が定期的に催告を行い、当該児童、生徒が在学している学校を卒業した後も未納の場合、運営委員会の承認を以って不納欠損処分を行うものとする。
- 3 不納欠損処分とする未納給食費については、次の各号に該当したものを不納欠損処分とする。
  - (1) 未納となった給食費の会計年度を算入せずにその後 2 会計年度を経過していること。
  - (2) 当該児童、生徒の在学中は不納欠損処分を行わず、当該児童、生徒が卒業した後 1 年が経過していること。
  - (3) 児童、生徒の最終学年における未納については、卒業後 2 会計年度を経過していること。
  - (4) 当該児童、生徒が在学している学校から市外に転校した場合は、転校日の月末を以って卒業とみなすものとする。
- 4 上記により不納欠損処分することができる未納給食費は、当該校の校長または教職員が過去に行った催告の方法、回数、保護者の状況等を運営委員会に出席して説明を行い承認を得るものとする。
- 5 不納欠損処分とした未納給食費について後日納入があった場合は、会計上雑収入として当該調理場の会計処理とする。

この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

平成25年度不納欠損予定者

区分	人員	欠損額
小学校	7人	196,200円
中学校	0人	0円
合 計		196,200円